

## いたばし地域クラブ会員規約

### (目的)

第1条 本活動は、希望するすべての中学生に、生涯を通じて持続可能で多様なスポーツ、文化芸術活動に自主的・主体的に参画できる機会を提供することで、「楽しさ」や「喜び」を感じつつ、成長及び自己実現を図ることを目的とする。

### (名称及び所在地)

第2条 本活動の名称は、いたばし地域クラブ(以下「地域クラブ」という。)とする。

2 地域クラブの事務局は、板橋区教育委員会事務局が担う。

### (運営主体及び実施方法)

第3条 地域クラブは、板橋区教育委員会が運営し、個別のクラブ活動の実施については、民間事業者その他外部団体に委託し、又はそれ以外の方法により行うことができる。

### (活動方針)

第4条 地域クラブは、地域クラブの会員(以下「会員」という。)が活動を通して人として成長する機会を得て、社会的自立を果たすことをめざし、次に掲げる価値観を共有する。

- (1) 会員の自主性を重視する
- (2) 一人一人の違いを尊重した活動を行う
- (3) 活動に対する会員の多様な考え方を尊重する
- (4) 会員全員が成長する機会を得る
- (5) スポーツを楽しむ
- (6) 文化芸術に親しむ

### (入会資格)

第5条 地域クラブに入会できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 区内に在住または在学の中学生
- (2) 本規約に同意し遵守する意思のある者
- (3) 保護者の同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が入会の必要があると認める者には、入会資格を付与することができる。

### (入会手続)

第6条 地域クラブに入会を希望する者の保護者は、入会申請書(別記第1号様式)に必要書類を添えて教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を審査し、入会承認(不承認)書(別記第2号様式)により通知する。

3 前2項の規定による手続は、板橋区の電子申請サービス又は入退会システムを利用して行うことができる。

### (個別クラブへの所属申請)

第7条 参加したい種目・分野がある会員は、希望する種目・分野を行う個別のクラブ(以下「個別クラブ」という。)へ所属するものとする。

2 個別クラブへの所属は、当該会員の保護者が、所属登録申請書(別記第3号様式)に必要書類

を添えて、教育委員会に申請するものとする。

- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、別に定める当該個別クラブの所属要件に基づき、承認の可否を審査し、所属承認(不承認)書(別記第4号様式)により通知するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申請を受ける順序を決めるため、別に定める方法により、事前に抽選を行うことができる。
- 5 所属承認の翌月から、活動費を賦課する。
- 6 第1項から第3項までの手続については、板橋区の電子申請サービス又は入退会システムを利用して行うことができる。

(活動費等)

第8条 前条第5項の規定による活動費の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の活動費は、当月分を教育委員会が指定する方法により、教育委員会が指定する期日までに、支払うものとする。
- 3 第1項の活動費は、活動への参加不参加にかかわらず、これを徴収する。なお、第10条第1号から第5号の規定により参加を停止された場合も同様とする。
- 4 第1項の活動費は、第10条第6号の規定により参加を停止された場合には、徴収しない。
- 5 第1項の活動費のほか、地域クラブの活動内容に応じて、ユニフォーム代、大会参加費、材料費、交通費等の費用が発生することがある。

(活動費の還付)

第9条 活動費は、原則還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合には、教育委員会は、活動費の全部または一部を還付することができる。

- (1) 気象及び災害等会員の責に帰さない理由により、1月以上活動ができなかったとき
- (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき

(参加停止)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する会員の個別クラブの活動への参加を、期間を定めて停止させることができる。

- (1) 医師の診断により運動を制限される等、活動により会員の健康が害される恐れがあるとき
- (2) 本規約を遵守しなかった場合
- (3) 暴行及び侮辱など刑法(明治40年4月24日法律第45号)その他の法令に規定する罪の構成要件に該当する行為を行ったことにつき、本人の認諾があった場合
- (4) 暴行及び侮辱など刑法(明治40年4月24日法律第45号)その他の法令に規定する罪を犯し、その罪が確定されたのちに、確定されたことにつき、官公署若しくは弁護士からの情報提供があった場合
- (5) 精神的損害その他の理由により、不法行為など民法(明治29年4月27日号外法律第89号)その他の法令の規定にあたることを理由とする、損害賠償請求訴訟の提起を受け、その賠償額の支払い決定がされたのちに、決定されたことにつき、本人の認諾または官公署若しくは弁護士からの情報提供があった場合
- (6) 活動費が翌月末までに支払われない場合。また、支払いに必要な手続がなされない等、翌

月末までに支払われる見込みがないと判断される場合

2 教育委員会は、前項の規定より、個別クラブの活動への参加を停止させる場合には、別に定める利用停止通知書を該当者に通知する。

(休会)

第 11条 月単位で、個別クラブの活動への参加を休止しようとする会員の保護者は、休止届(別記第5号様式)を、教育委員会に届け出るものとする。

2 第8条第3項の規定に関わらず、休会期間については、活動費は徴収しない。

3 第1項の規定による休会が長期に渡る場合は、教育委員会は、必要に応じて、他の会員の当該個別クラブへの所属を承認することができる。

4 第1項の規定により、休会している会員が、活動を再開しようとするときは、会員の保護者は、再開届(別記第6号様式)を、教育委員会に届け出るものとする。

5 前項の規定により、活動を再開した会員は、活動を再開した月の分から、活動費を納付しなければならない。

6 第1項及び第4項の手続については、板橋区の電子申請サービス又は入退会システムを利用して行うことができる。

(退会等)

第 12条 所属する個別クラブの活動への参加を終了しようとする会員の保護者は、所属終了届(別記第7号様式)により、教育委員会に届け出るものとする。この場合において、活動費は、所属を終了する日の属する月の分まで徴収する。

2 地域クラブを退会しようとする者は、退会届(別記第8号様式)により教育委員会に届け出るものとする。

3 前項の規定に関わらず、会員が中学生でなくなった時点又は区外へ転出した時点で、退会とする。

4 前項の規定に関わらず、区外へ転出する者は、活動継続希望届(別記第9号様式)を教育委員会に届け出ることで、会員に留まることができる。

5 第1項の規定に関わらず、所属する個別クラブの活動への参加の終了と同時に、地域クラブからの退会を希望する会員は、第2項の規定による退会届を教育委員会に届け出ることで、個別クラブへの所属を終了したものとみなす。

6 次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、当該会員を退会させることができる。

(1) 第 10条第1項第2号から第4号までの規定により、個別クラブの活動への参加を停止されている会員が、停止期間後においてもなお改善が認められない場合

(2) その他教育委員会が退会させる必要があると認める場合

7 第1項、第2項及び第4項の手続については、板橋区の電子申請サービス又は入退会システムを利用して行うことができる。

(活動日等)

第 13条 個別クラブの活動日(以下「活動日」という。)は、学校活動以外の時間(平日の授業終了後又は土曜日及び日曜日、祝日)とする。

2 会員は、活動日に欠席する場合には、事前に、別に定める方法により、教育委員会に連絡する

ものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、別に連絡先を指定することができる。

(活動の中止)

第 14条 個別クラブは、次に掲げる事由に該当するときは、予定する活動を中止することができる。

- (1) 気象及び災害等(感染症の感染拡大を含む。)により、正常な活動が不可能であると認められるとき
- (2) 活動を予定する施設又は設備が使用できないとき
- (3) 緊急又は不測の事態により、指導者等が活動に従事することができないとき
- (4) その他教育委員会が活動を中止する必要があると認めるとき

2 前項の規定により、活動を中止する場合は、参加を予定する会員の保護者又は会員本人に、その旨の連絡を行う。

(会員情報等の取扱い)

第 15条 地域クラブへの入会時、個別クラブへの所属時、その他本活動に関し教育委員会が取得した個人情報、本クラブの運営及び活動に必要な範囲内に限り利用できるものとする。この場合において、取得した個人情報を大会参加等のため、大会主催者等外部へ提供することがある。また、学校施設を利用する上での安全管理及び調査書等の作成に関する対応のため、取得した個人情報を在籍する学校及び個別クラブの活動を実施する学校に提供することがある。

2 前項の規定により、個人情報を外部提供する場合は、教育委員会は、当該保護者に対し、その旨を通知するものとする。

3 緊急時の連絡等、円滑及び便宜的な活動を図るため、希望する会員には、保護者の同意の下、指導者に直接連絡できる方法を教示することができる。

(委任)

第 16条 本規約に定めのない事項及び地域クラブの運営上必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規約は、令和5年4月1日より施行する。

付 則

この規約は、令和6年4月1日より施行する。

付 則

この規約は、令和7年4月1日より施行する。

付 則

この規約は、令和7年10月1日より施行する。

付 則

この規約は、令和8年4月1日より施行する。

別表(第8条関係)

個別クラブ名	活動費(月額)
女子サッカークラブ	2,000 円
eスポーツクラブ	2,000 円
ロボット数学クラブ	2,000 円
サイエンスクラブ	2,000 円
野球クラブ	2,000 円
バドミントンクラブ	令和9年 3 月まで 1,000 円